

黒石市教育委員会訓令第6号

黒石市教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

黒石市教育委員会専決代決規程（昭和58年黒石市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「若しくは」を「又は」に改める。

第8条第1項ただし書中「、当該事務」を「当該事務」に改め、同条第2項中「若しくは」を「又は」に改める。

第9条中「あたって」を「当たって」に改める。

第11条第1項中「、館及び勤労青少年ホーム」を「及び館」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。